

令和5年5月
(公社) 全日本トラック協会

令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」実施要領

全日本トラック協会では、特殊車両通行許可の迅速化、および特殊車両通行確認制度の利用向上に向け、国土交通省に対して優先的に道路関連情報のデジタル化（道路情報便覧への収録）を図る区間について要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

※要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

<令和5年度からの変更点>

○各事業所において優先して収録を希望する区間を要望するため、新規の要望区間数について、1事業所あたり100区間の上限を設けます。

（「2. 要望区間数の上限」を参照）

○特殊車両通行許可の申請実績がない等の理由にて収録に至らないことがあるため、申請実績が有る場合には実績があることが分かるように、要望区間における過去5年間（平成30年～令和4年）の特殊車両通行許可への申請実績の有無を入力してもらいます。

申請実績が無い場合には、収録が必要な区間であることが分かるように、要望理由を入力してもらいます。

（令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」提出票を参照）

1. 対象区間

道路法の適用となる次の①～④の道路において、特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化（道路情報便覧への収録）を希望する区間が対象となります。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③都道府県道
- ④市区町村道

注：本要望は、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、道路法の適用外となる道路は、本要望の対象となりません。

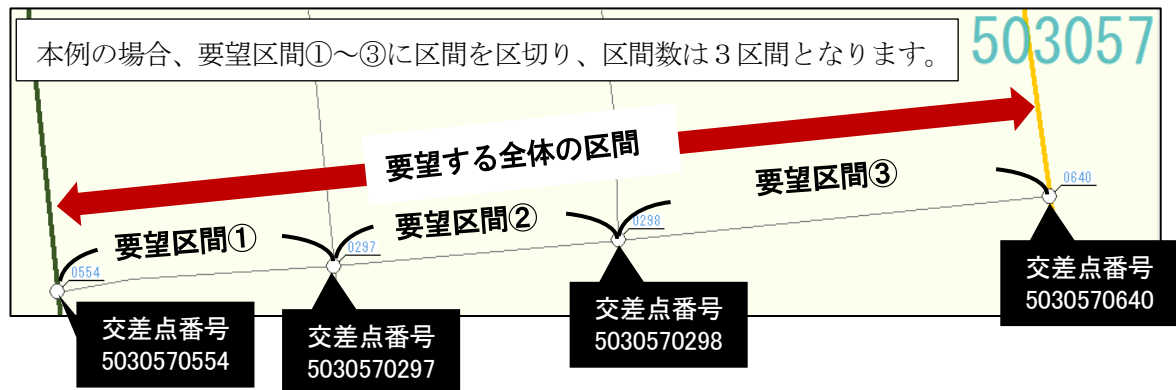
例. 臨港道路（港湾道路）、農道、林道、私道等

2. 要望区間数の上限

新規の要望区間数の上限を **1事業所あたり100区間***とします。

※1区間＝隣り合う交差点番号間を指します。(未収録交差点番号を含む。)

<区間数の数え方>



<留意事項>

- ①要望区間が未採択道路（道路情報便覧上で線形の表示がない道路）の場合は、該当する路線ごとに要望する始点から終点までを1区間と数えます。
- ②前年度に要望した区間が収録に至らなかった案件で今年度に再要望する区間数は、要望区間数の上限には含みません。新規の要望区間数のみ上限があります。

3. 提出ファイル

次の①～②の電子ファイルを提出して下さい。(紙媒体の提出は不可)

①令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」提出票 (Excel ファイル)

※Excel ファイルで提出して下さい。

② ①の要望区間に該当する道路情報便覧付図等の地図

※PDF ファイルや地図画像等を Word ファイルに貼付した電子ファイルにて提出して下さい。

4. 提出先/提出締切日

所属の各都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出を6月下旬目途としています。各都道府県トラック協会ではそれより前に締め切られますのでご注意ください。

<本件の問い合わせ先>

○全般について

(公社) 全日本トラック協会 企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068

○提出先/提出締切日について

所属の各都道府県トラック協会